

平成18年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県総務部市町村課

は じ め に

本書は、平成 18 年度の「市町村税課税状況等の調」、固定資産税の価格等の概要調書」及び平成 17 年度の「市町村の徴収実績調」を中心に、県内市町村税の賦課徴収状況や固定資産税の評価状況等を取りまとめたもので、市町村税に携わる職員の執務上の参考として、また、多くの方々に本県の市町村税の全体像を理解していただくことを目的に、昭和 41 年度に創刊以来、毎年刊行を続けております。

平成 18 年度における市町村税制の改正としては、最近の社会情勢にかんがみ、個人住民税においては平成 19 年度課税分から定率減税が廃止されることとなりました。

また、三位一体改革に伴う 3 兆円規模の税源移譲を行うことを決定し、これに伴う税率構造が改正され、平成 19 年度課税分からは住民税の税率は一律 10%（道府県民税 4%、市町村民税 6%）になることになっております。

市町村合併の本格化や三位一体改革をはじめとした地方分権の進展に従い、住民の税に対する関心はますます高まり、受益と負担の明確化を視野に入れた税務行政を推進するためには、税に対する住民の理解と信頼を得ることが何よりも重要となってきています。

このため、税に携わる者は常に税制の動向に注意を払い、その内容を理解し、種々の状況に的確に対応するとともに、適正かつ公平な賦課徴収に努めなければならないものと考えております。

本書が従前以上に、各分野で参考に供されるとともに、今後の税務行政運営の一助として広く活用していただければ幸いです。

平成 19 年 3 月

奈良県総務部市町村課長

寺 田 重 量

目 次

第 編 市町村税の概要

- 一 市町村税制の動向
- 二 市町村税の現況
 - 1 税目別構成
 - 2 市町村民税
 - 3 固定資産税
 - 4 その他の諸税等
- 三 税率の採用状況
- 四 市町村税の決算等の状況

第 編 総括資料

- 第1表 平成18年度市町村税の税率調
- 第2表 平成18年度市町村民税納税義務者数
- 第3表 平成18年度個人の市町村民税の納税義務者数
- 第4表 課税標準額の段階別 平成18年度分所得割納税義務者数等
 - 附表1 給与所得者の団体別納税義務者数等
 - 附表2 営業等所得者の団体別納税義務者数等
 - 附表3 農業所得者の団体別納税義務者数等
 - 附表4 その他の所得者の団体別納税義務者数等
 - 附表5 分離譲渡所得等を有する者の団体別納税義務者数等
 - 附表6 合 計
 - 附表7 所得種類区分による算出税額の内訳
- 第5表 平成18年度分に係る所得控除等の人員等
- 第6表 平成18年度分個人県民税所得割額等
- 第7表 平成18年度分市町村民税の特別徴収義務者数
- 第8表 平成18年度分青色申告者及び事業専従者に関する調
- 第9表 平成18年度扶養控除人員別納税義務者数
- 第10表 平成18年度分市町村税の徴収に要する経費
- 第11表 平成18年度分納税貯蓄組合数及び組合員数
- 第12表 平成18年度固定資産税納税義務者数 (法定免税点以上)
- 第13表 平成18年度固定資産税課税標準額及び構成比 (法定免税点以上)
- 第14表 平成18年度土地の総括表
- 第15表 平成18年度市町村別土地の地積
- 第16表 平成18年度住宅用地・非住宅用地別地積
- 第17表 平成18年度市町村別市街化区域農地の地積 (合計・田・畑)

- 第18表 平成18年度市町村別土地決定価格・筆数等
- 附表1 田（一般田・宅地介在田等）
- 附表2 畑（一般畑・宅地介在畑等）
- 附表3 宅地
- 附表4 山林（一般山林・宅地介在山林等）
- 第19表 平成18年度市街化区域農地に関する調
- 第20表 平成19年度土地に係る提示平均価額
- 第21表 所有者区分による家屋に関する調
- 第22表 木造家屋に関する調
- 第23表 木造以外の家屋に関する調
- 第24表 平成18年度家屋の変動に関する調（木造・非木造）
- 第25表 平成17年度概要調書及び平成18年度総評価見込と平成18年度概要調書との比較（木造・非木造）
- 第26表 平成18年度家屋に係る概要調書の対前年度比較（木造・非木造）
- 第27表 平成18年度家屋の評価額及び課税標準額（法定免税点以上）
- 第28表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条関係・総括表）
- 第29表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条第1項）
- 第30表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条第2項・1/2減額）
- 第31表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条第5項・1/3減額）
- 第32表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条第5項・2/3減額）
- 第33表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条第6項・2/3減額）
- 第34表 新築住宅の軽減等に関する調（法附則第16条第7項・1/3・2/3減額）
- 第35表 新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条29項・2/3減額）
- 第36表 新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条29項・3/4減額）
- 第37表 新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第6項・平成18年附則第13条31項・3/5減額）
- 第38表 新增分家屋に関する調（木造・非木造）
- 第39表 新增分の木造専用住宅に関する調
- 第40表 減少分家屋に関する調（木造）
- 第41表 減少分家屋に関する調（非木造）
- 第42表 新築、増築、減少家屋の調（木造・非木造）
- 第43表 平成19年度家屋にかかる提示平均価格（木造・非木造）
- 第44表 平成19年度新築分家屋にかかる見込単価（木造・非木造）
- 第45表 平成18年度償却資産の価格に関する調
- 第46表 平成18年度償却資産に関する所有者別決定価格等
- 第47表 平成18年度償却資産の課税標準額等
- 第48表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受ける償却資産に関する調（平成18年度）
- 第49表 平成18年度償却資産に係る課税標準額の段階別納税義務者数
- 第50表 平成18年度償却資産に係る段階別課税標準額

第51表	平成18年度国有資産等所在市町村交付金
第52表	平成18年度地方交付税法第14条の2に基づく減収補てん額（市町村別内訳）
第53表	平成18年度低開発地域工業開発促進法等に基づく減収補てん額（総括表）
第54表	平成18年度軽自動車税に関する調
附表	平成18年度軽自動車の種類別課税台数（平成18年4月1日現在）
第55表	平成17年度特別土地保有税徴収実績
第56表	平成18年度都市計画税にかかる課税区域の面積・納税義務者数（法免以上）
第57表	平成18年度都市計画税にかかる地積、床面積、筆数及び棟数
第58表	平成18年度都市計画税にかかる決定価格
第59表	平成18年度都市計画税にかかる課税標準額
第60表	平成17年度国民健康保険の加入者及び負担の状況
第61表	平成17年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（課税の実績等）
第62表	平成17年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（減額対象となった世帯数等）
第63表	平成17年度地方譲与税譲与額

第 編 付 属 資 料

- (1) 平成17年度市町村税（科目別）決算額調
- (2) 平成18年度普通交付税基準財政収入額

第 編

市町村税の概要

市 町 村 税 の 概 要

一 市町村税制の動向

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等を実施することとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

第1 平成18年度税制改正の主要項目

1 税源移譲

(1) 個人住民税の税率構造を次のように改める。

【現行】

課税所得	標準税率
200万円以下の金額	5%
700万円以下の金額	10%
700万円超の金額	13%

【改正後】

課税所得	標準税率
一律	10%

道府県民税

課税所得	標準税率
700万円以下の金額	2%
700万円超の金額	3%

課税所得	標準税率
一律	4%

市町村民税

課税所得	標準税率
200万円以下の金額	3%
700万円以下の金額	8%
700万円超の金額	10%

課税所得	標準税率
一律	6%

(注1) 上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

(注2) 上記の改正に伴い、退職所得に係る特別徴収税額表を廃止する。

(2) 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額を減額する。

個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者

イとロのいずれか小さい額の5%

イ 人的控除額の差の合計額

ロ 個人住民税の課税所得金額

個人住民税の課税所得金額が200万円超の者

{ 人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円) } の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(注1) 個人住民税の課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額とする。

(注2) 上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) 分離課税等に係る個人住民税の税率割合等

分離課税等に係る都道府県分と市町村分の税率割合等を、税源移譲後の道府県民税(4%)と市町村民税(6%)の割合に合わせ、次のように改める。

現 行	改 正 後
イ 土地、建物等の長期譲渡所得 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	イ 土地、建物等の長期譲渡所得 道府県民税 2% 市町村民税 3%
ロ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 (イ) 譲渡益 2,000万円以下の部分 道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7% (ロ) 譲渡益 2,000万円超の部分 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	ロ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 (イ) 譲渡益 2,000万円以下の部分 道府県民税 1.6% 市町村民税 2.4% (ロ) 譲渡益 2,000万円超の部分 道府県民税 2% 市町村民税 3%
ハ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 (イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円 以下の部分	ハ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 (イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分

道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7% (口) 特別控除後の譲渡益 6,000万円 超の部分 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	道府県民税 1.6% 市町村民税 2.4% (口) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分 道府県民税 2% 市町村民税 3%
二 土地、建物等の短期譲渡所得 道府県民税 3% 市町村民税 6% ただし、国等に対する譲渡については、道府県民税1.6%、市町村民税3.4%	二 土地、建物等の短期譲渡所得 道府県民税 3.6% 市町村民税 5.4% ただし、国等に対する譲渡については、道府県民税 2%、市町村民税 3%
ホ 株式等に係る譲渡所得等 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	ホ 株式等に係る譲渡所得等 道府県民税 2% 市町村民税 3%
ヘ 上場株式等に係る譲渡所得等 道府県民税 1% 市町村民税 2%	ヘ 上場株式等に係る譲渡所得等 道府県民税 1.2% 市町村民税 1.8%
ト 先物取引等に係る雑所得等 道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	ト 先物取引等に係る雑所得等 道府県民税 2% 市町村民税 3%
チ 土地の譲渡等に係る事業所得等 道府県民税 3% 市町村民税 9%	チ 土地の譲渡等に係る事業所得等 道府県民税 4.8% 市町村民税 7.2%
リ 肉用牛の売却による農業所得 道府県民税 0.5% 市町村民税 1%	リ 肉用牛の売却による農業所得 道府県民税 0.6% 市町村民税 0.9%
又 道府県民税配当割、株式等譲渡所得割の市町村に対する交付割合 100分の68 (優遇税率適用の間は3分の2)	又 道府県民税配当割、株式等譲渡所得割の市町村に対する交付割合 5分の3
ル 配当控除における控除率 道府県民税0.8%、0.4%、0.2% (課税総所得金額1,000万円超の部分は、0.4%、0.2%、0.1%) 市町村民税 2%、1%、0.5% (課税総所得金額1,000万円超の	ル 配当控除における控除率 道府県民税1.2%、0.6%、0.3% (課税総所得金額1,000万円超の部分は、0.6%、0.3%、0.15%) 市町村民税1.6%、0.8%、0.4% (課税総所得金額1,000万円超

部分は、1%、0.5%、0.25%)	の部分は、0.8%、0.4%、0.2%)
ヲ 外国税額控除における控除限度額 道府県民税 国税の控除限度額の100分の10 市町村民税 国税の控除限度額の100分の20	ヲ 外国税額控除における控除限度額 道府県民税 国税の控除限度額の100分の12 市町村民税 国税の控除限度額の100分の18
ワ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除における割合 道府県民税 100分の32 (優遇税率適用の間は3分の1) 市町村民税 100分の68 (優遇税率適用の間は3分の2)	ワ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除における割合 道府県民税 5分の2 市町村民税 5分の3

(注) 上記の改正のうち、イからリ、ル及びヲに係る改正は、平成19年度分以後の個人住民税について、又に係る改正は、平成19年8月交付分以後の交付金について、ワに係る改正は、平成20年度分以後の個人住民税について適用する。

(4) 税源移譲に伴う所要の措置

累進税率を前提とした規定である山林所得の5分5乗課税並びに変動所得及び臨時所得の平均課税を廃止する。

(注) 上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

平成19年度分の個人住民税に係る課税所得金額の合計額から所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額を控除した金額がある者のうち、平成20年度分の個人住民税に係る課税所得金額の合計額から人的控除額の差の合計額を控除した金額がないものについて、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村長に対する申請に基づき、平成19年度分の個人住民税を改正前の地方税法の規定の例によって算出した税額まで減額する。

平成18年度以前に課した個人の道府県民税に係る徴収金について、平成19年4月から平成24年3月までの各月において市町村が道府県に払い込む場合限り、平成19年3月31日現在によって算定した平成18年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額の合計額と同年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額の割合によって算定する経過措置を講ずる。

平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(平成11年から平成18年までに入居した者に限る。)のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該控除した残額に相当する額を減額する。

なお、この措置は、対象者の申請に基づき、市町村長が税務署長に照会して減額すべき金額を確認する方法によって実施し、この措置によって生ずる平成20年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

(5) 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金の算定方法等

個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金の金額（過誤納金、還付加算金及び前納報奨金に係る交付金の金額を除く。）を、納税義務者数（当該年度課税分）に3,000円を乗じて得た金額（現行：税収入額に100分の7を乗じて得た金額と納税通知書等の数に60円を乗じて得た金額の合計額）とする。

（注）上記の改正は、平成19年度課税分以後の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金について適用する。ただし、平成19年度課税分及び平成20年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、納税義務者数に4,000円を乗じて得た金額とする。

道府県民税利子割（法人の利子等に対する課税に相当する部分を除く。）、配当割及び株式等譲渡所得割に係る市町村への交付金の金額の算定において、徴収事務に要する経費を控除するために税収入額に乗ずる率を、100分の99（現行100分の95）とする。

（注）上記の改正は、平成19年8月交付分以後の交付金について適用する。

(6) その他所要の措置を講ずる。

2 平成18年度の所得譲与税

平成18年度の所得譲与税3兆94億円については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村（特別区を含む。）へ8,300億円をそれぞれ以下のとおり譲与する。

都道府県

各都道府県への譲与額は、2兆1,794億円のうち、

イ 6,695.4億円については、平成17年度の所得譲与税の各団体ごとの譲与額、

ロ 6,292億円については、平成17年度の税源移譲予定特例交付金の各団体ごとの交付額、

ハ 8,806.6億円については、平成17年度の道府県民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいう。）を用いて算出した各団体ごとの税源移譲見込額であん分した額、とする。

（注）「税源移譲見込額」は、各都道府県ごとに平成17年度の道府県民税所得割について次に掲げる額を合計した額とする。

（イ）課税総所得金額等の額が700万円以下である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に100分の2を乗じて得た額

（ロ）課税総所得金額等の額が700万円超である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に100分の1を乗じて得た額

（ハ）課税総所得金額等の額が700万円超である納税義務者の数に7万円を乗じて得た額

市町村

各市町村への譲与額は、8,300億円のうち、
イ 4,463.6億円については、平成17年度の所得譲与税の各団体ごとの譲与額、
ロ 3,836.4億円については、平成17年度の市町村民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各団体の税源移譲見込額である分した額、
とする。

(注)「税源移譲見込額」は、各市町村ごとに平成17年度の市町村民税所得割について(イ)から(ハ)の合計額から(ニ)及び(ホ)を控除した額(当該額が負数の場合は0円)とする。

(イ) 課税総所得金額等の額が200万円以下である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に100分の3を乗じて得た額

(ロ) 課税総所得金額等の額が200万円を超え700万円以下である納税義務者の数に10万円を乗じて得た額

(ハ) 課税総所得金額等の額が700万円超である納税義務者の数に24万円を乗じて得た額

(ニ) 課税総所得金額等の額が200万円を超え700万円以下である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に100分の2を乗じて得た額

(ホ) 課税総所得金額等の額が700万円超である納税義務者の課税総所得金額等の額の総額に100分の4を乗じて得た額

3 定率減税の廃止等

(1) 定率減税は、個人住民税については平成18年度分をもって廃止する。

(2) 税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止するとともに、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とする。

4 土地に係る固定資産税の税負担の調整措置

平成18年度から平成20年度までの土地に係る負担調整措置について、次のとおりとする。

(1) 宅地

平成18年度評価替えに伴い、宅地に係る負担調整措置については、商業地等の宅地に係る課税標準額の法定上限(評価額の70%)を維持するとともに、平成16年度から講じられている地方公共団体の条例による減額制度を継続する。また、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い宅地について、その均衡化を一層促進する措置を講ずる。

商業地等

イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。

ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。

ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評

価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

二 商業地等については、課税標準額の法定上限である70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続する。

住宅用地

イ 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。

ロ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

平成19年度及び平成20年度における価格の修正

据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置は廃止する。

(2) 農地

一般農地及び一般市街化区域農地に対する負担調整措置は、現行と同様とする。

特定市街化区域農地については、従来どおり一般住宅用地と同様の取扱いとする。

5 土地に係る都市計画税の税負担の調整措置 固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

6 不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%としている特例措置について、次のとおりとする。

(1) 住宅及び住宅用地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長する。

(2) 商業地等の住宅用地以外の土地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長する。

(3) 店舗、事務所等の住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止する。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置を講ずる。

7 宅地及び宅地比準土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、平成21年3月31日まで延長する。なお、本特例措置の延長に伴い、所要の調整措置を講ずる。

8 個人住民税における地震保険料控除の創設 損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設する。

(1) 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金（以下「保険料等」という。）の金額の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除する

(最高2万5千円)。

(2) 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(上記(1)の適用を受ける保険料等に係るものを除く。)に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する(最高1万円)。

(3) 上記(1)及び(2)を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

(4) その他所要の措置を講ずる。(注)上記の改正は、平成20年度分以後の個人住民税について適用する。

9 固定資産税における耐震改修促進税制の創設 既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。

(1) 昭和57年1月1日以前から存していた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるよう一定の改修工事(1戸当たり工事費30万円以上のものに限る。)を施した場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、当該住宅に係る税額を2分の1減額する。

(2) 減額は、改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じ、平成18年1月1日から平成21年12月31日までに改修した場合は3年度分、平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合は2年度分、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合は1年度分それぞれ実施する。

(3) 減額の対象は、1戸当たり120平方メートル相当分までとする。

(4) 減額を受けようとする対象住宅の所有者は、上記耐震基準に適合した工事であることにつき、地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後3月以内に市町村に申告しなければならないこととする。

第2 個人住民税

1 個人住民税における還付事務等について、次の措置を講ずる。

(1) 個人住民税において、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除により還付すべき額がある場合について、次の措置を講ずる。

道府県民税所得割の額から控除しきれず還付すべき額がある場合には、市町村は、当該還付すべき額をその年度分の道府県民税均等割又は市町村民税所得割若しくは均等割に充当するものとする。

市町村民税所得割の額から控除しきれず還付すべき額がある場合には、市町村は、当該還付すべき額をその年度分の市町村民税均等割又は道府県民税所得割若しくは均等割に充当するものとする。

(2) 個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金について、次の措置を講ずる。

市町村が、道府県民税所得割の額から控除しきれず還付すべき額を、市町村民税所得割若しくは均等割に充当し、又は還付した場合には、徴収取扱費

交付金の算定において、当該充当又は還付した額を加算するものとする。

市町村が、市町村民税所得割の額から控除しきれず還付すべき額を、道府県民税所得割又は均等割に充当した場合には、徴収取扱費交付金の算定において、当該充当した額を減額するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

2 個人住民税所得割について、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円(現行35万円)を加えた金額)以下の者を非課税とする。

また、個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円(現行22万円)を加えた金額)とする。

3 勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校の範囲に、特定の法人が設置する専修学校等以外の専修学校等のうち一定の要件を満たすものを加える。

4 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。

5 特定口座年間取引報告書の電子交付

(1) 証券業者等は、特定口座を開設している居住者等の承諾等一定の要件の下、書面による特定口座年間取引報告書の交付に代えて、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該証券業者等は、特定口座年間取引報告書を交付したものとみなす。

(2) 上記(1)の場合において、特定口座を開設している居住者等の請求があるときは、証券業者等は書面により特定口座年間取引報告書を交付しなければならない。

(注) 上記の改正は、平成19年1月1日以後に交付する特定口座年間取引報告書について適用する。

6 特定口座を開設している居住者等の当該特定口座内に特定口座内保管上場株式等を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該居住者等が当該特定口座を継続する旨等一定の事項を記載した届出書を、当該特定口座を開設する証券業者等の営業所の長に提出したときは、みなし廃止制度は適用せず、翌年1月1日から2年間特定口座を継続する。

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に届出書を提出する場合について適用する。 7 我が国の居住者等が条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる事業体を通じて支払を受ける配当等につき、課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。

第3 法人住民税

1 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置について、2年間の時限措置として、課税標準となる法人税額から控除する額に、試験研究費のうち比較試験研

究費を上回る部分の額の5%を加えることとし、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

2 道府県民税利子割について、道府県民税法人税割から控除しきれず還付すべき額がある場合に、当該還付すべき額をその事業年度分の道府県民税均等割に充当するための措置を講ずることとし、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

第4 法人事業税

1 保険業法の改正に伴い、同法に新たに規定された少額短期保険業について、生命保険業及び損害保険業と同様の課税方式とし、課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に100分の40を乗じて得た金額とするとともに、5年間の時限措置として、収入金額の2分の1に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を講ずる。

2 無償減資等を行った法人に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

第5 個人事業税

- ・ 課税対象事業から通訳案内業を除く措置を廃止する。

第6 不動産取得税

1 外貿埠頭公社の民営化に伴い、民営化会社が公社から承継する一定の不動産に係る非課税措置を講ずる。

2 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加する。

3 民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づき国土交通大臣が認定する事業用地適正化計画に基づく土地の交換により、事業用地内の土地に関する権利を有する者（事業者を除く。）が新たに取得する土地に係る課税標準の特例措置について、対象地域に国の認定を受けた一定の中心市街地活性化基本計画の区域を追加する。

4 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を2年延長する。

(1) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。

(2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。

(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経

過半数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。

- (4) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (5) 独立行政法人空港周辺整備機構が航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (6) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (7) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (8) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (9) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (10) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (11) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (12) 独立行政法人都市再生機構が一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (13) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置の適用期限を2年延長する。
- 5 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。
- (1) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合で当該補助の額が当該貸付けの額を超えないときは、価格から控除する額を当該補助相当額の5分の2（現行5分の4）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (2) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けている場合で当該補助の額が当該貸付けの額を超えるときは、価格から控除する額

を当該貸付け相当額の5分の2（現行5分の4）とする。

- (3) 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、課税標準から控除する額を3分の1（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (4) 商工会議所、日本商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会の事業用不動産に係る非課税措置について、対象から職員の福利及び厚生のに供する不動産を除外する。
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定に基づく資金の貸付けを受けて事業協同組合等が取得する共同施設に係る課税標準の特例措置の対象範囲から、協同組合連合会及び商工組合が取得するものを除外する。

6 次のとおり非課税措置等を廃止する。

- (1) 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法による組合及び連合会が経営する病院及び診療所の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止する。
- (2) 林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づく資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する林業生産に係る作業場における休憩施設に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- (3) 独立行政法人農業者年金基金が取得する独立行政法人農業者年金基金法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止する。
- (4) 日本下水道事業団が取得する日本下水道事業団法に規定する下水汚泥広域処理事業の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止する。
- (5) 農林漁業団体が取得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置を廃止する。

第7 地方のたばこ税

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のように引き上げる。

(1) 税率

旧3級品以外の製造たばこ

		現 行	改正後
道府県たばこ税	1,000本につき	969円	1,074円
市町村たばこ税	1,000本につき	2,977円	3,298円
合 計	1,000本につき	3,946円	4,372円

（参考）

国のたばこ税	1,000本につき	3,126円	3,552円
たばこ特別税	1,000本につき	820円	820円
旧3級品の製造たばこ			
		現 行	改正後
道府県たばこ税	1,000本につき	461円	511円
市町村たばこ税	1,000本につき	1,412円	1,564円
合 計	1,000本につき	1,873円	2,075円
(参考)			
国のたばこ税	1,000本につき	1,484円	1,686円
たばこ特別税	1,000本につき	389円	389円

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

(2) 実施時期

平成18年7月1日から実施する。

(3) その他

手持品課税を実施する。

第8 自動車税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)を、税収中立を前提に、次のとおり軽減対象を重点化し、2年延長する。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。

平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね100分の50軽減する。

平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の25軽減する。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成18年度及び平成19年度に下記の年限を超えている自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。

ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。

2 制限税率を標準税率の1.5倍(現行1.2倍)に引き上げる。

3 道路運送車両法に規定する移転登録に伴い課税される自動車税の徴収方法について、証紙徴収から普通徴収に変更する。

第9 固定資産税及び都市計画税

1 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。

2 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、同法に基づき、特定特殊自動車に対して、その定格出力及び燃料の種類ごとに定められる規制の開始までの期間(軽油を燃料とする特定特殊自動車で定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間)に限り講ずる。

3 外貿埠頭公社の民営化に伴い、民営化会社が公社から承継する固定資産(承継前に固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用を受けていたものに限る。)に係る課税標準を価格の2分の1(公社が旧外貿埠頭公団から承継した固定資産については5分の3)とする措置を、民営化会社による当該資産の承継後10年間に限り講ずる。

4 電気通信基盤充実臨時措置法の改正に伴い、次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等について、加入者系光ファイバーケーブル(電気通信事業者の事業所とき線点との間を接続するもの及び有線テレビジョン放送事業者の事業所と分岐点との間を接続するものに限る。)、端末系光端局装置、IPv6対応型ルーター及び波長分割多重化装置の課税標準を最初の5年間価格の5分の4とし、加入者系光ファイバーケーブル(一定の地域内に存するき線点と最終配線盤との間を接続するものに限る。)の課税標準を最初の5年間価格の4分の3とする措置を1年10か月間に限り講ずる。

5 電気通信基盤充実臨時措置法の改正に伴い、信頼性高度化施設整備事業(仮称)により新設された電気通信設備等について、非常用電源装置、経路最適化装置及び携帯電話用車載基地局の課税標準を最初の5年間価格の6分の5とし、高信頼伝送装置の課税標準を最初の5年間価格の5分の4とする措置を1年10か月間に限り講ずる。

6 新潟県中越地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産について、最初の4年間2

分の1減額する措置を、地震発生日以後、平成20年度までの間に取得したものに限り講ずる。

- 7 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加する。
- 8 電気通信基盤充実臨時措置法の改正に伴い、広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る課税標準の特例措置について、加入者系無線アクセス通信用無線設備の課税標準を最初の5年間価格の5分の4（現行4分の3）とし、対象からデジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置、加入者系無線アクセス通信用回線接続装置、衛星インターネット通信用多重化装置及びケーブルモデムを除外したうえ、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置及びDSLサービス等提供用附帯設備を追加して、その課税標準を最初の5年間価格の3分の2とするとともに、その適用期限を1年10か月延長する。
- 9 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した安全性の確保のために特に緊急に整備が必要な一定の設備に係る課税標準の特例措置（最初の5年間価格の4分の1）について、対象に速度超過防止用自動列車停止装置、重軌条化設備及び制動装置の整備工事により取得された償却資産を追加する。
- 10 と畜場において設置される牛海綿状脳症（BSE）対策実施のための一定の償却資産に係る課税標準の特例措置について、対象にとさつ牛の反射運動を抑制するための設備を追加する。
- 11 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を延長する。
 - (1) 外国貿易用コンテナに係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (2) 国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (3) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (4) 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (5) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (6) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (7) 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、身体障害者等の利用の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (8) 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する

一定の特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- (10) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (11) 既設の地下駅の火災対策のために政府の補助を受けて取得された一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
- (12) 新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長する。
- (14) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る減額措置の適用期限を2年延長する。

12 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

- (1) 青函トンネルの鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、対象から北海道旅客鉄道株式会社が所有する一定の鉄道施設を除外する。
- (2) 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地に係る課税標準の特例措置について、課税標準を価格の2分の1（現行6分の1）とする。
- (3) 農業協同組合等が所有し、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
- (4) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
 - イ 対象から水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設、汚泥等に含まれるシアン化合物の分解施設、産業廃棄物の遮断型最終処分場及びばい煙を処理するための煙突を除外する。
 - ロ 廃油焼却施設、廃プラスチック類破碎施設及び廃プラスチック類焼却施設については課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
 - ハ 自動車等破碎物処理施設については課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とする。
 - ニ 水質汚濁防止法の特定事業場に係る地下水の水質を浄化するための施設については課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とする。
 - ホ ダイオキシン類処理施設に係る優良更新代替設備については課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。
- (5) 火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による許可等を受けた者又は石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する障壁等に係る課税標準の特例措置について、対象から高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による許可等を受けた者が設置する障壁等を除外したうえで、その適用期限を2年延長する。
- (6) 外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置について、新設分のコンテナ埠頭に係る課税標準を価格の2分の1（現

行最初の10年間5分の1、その後2分の1)としたうえ、その適用期限を2年延長する。

- (7) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、対象から廃プラスチック類再生処理装置、建設汚泥脱水装置、廃木材乾燥熱圧装置のうち専ら木材・木製品製造業を営む者が設置するもの以外のもの、古紙脱墨装置、古紙漂白装置及びガラスくず窯業原料利用装置を除外し、自動車部品再利用製品製造設備の課税標準を最初の3年間価格の4分の3(現行3分の2)とし、食品循環資源再生処理装置の課税標準を最初の3年間価格の5分の4(現行4分の3)としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (8) バイオテクノロジーの試験研究用設備に係る課税標準の特例措置について、対象から密閉型微生物・細胞代謝物質遠心分離装置及び分子認識解析装置を除外し、課税標準を最初の3年間価格の6分の5(現行4分の3)としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (9) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、他の地方卸売市場の開設者等と連携して卸売市場機能高度化事業を行う場合の対象を当該業務の用に供するために新たに取得した家屋及び償却資産に限定したうえ、適用期限を2年延長する。
- (10) 電子計算機を管理する者が、外部から通信ネットワークを介して流通する情報により電気通信回線に接続された電子計算機に障害が発生することを防止するために取得する一定の電気通信設備に係る課税標準の特例措置について、対象者を中小規模の事業者に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (11) 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じたうえで、その課税標準を最初の5年間価格の4分の3(現行3分の2)とする。
- (12) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2(現行2分の1)としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (13) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の賃貸住宅及びその敷地に係る減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する。

イ 第一種中高層耐火建築物である貸家住宅 最初の5年間3分の2(現行4分の3)減額、その後5年間3分の1(現行3分の2)減額。

ロ 敷地 最初の3年間6分の1(現行3分の1)減額。

13 次のとおり非課税措置等を廃止する。

- (1) 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法による組合及び連合会が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止する。
- (2) 日本下水道事業団が日本下水道事業団法に規定する下水汚泥広域処理事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止する。
- (3) 農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。

- (4) 救急医療用機器に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
 - (5) 介護保険事業支援計画に基づき整備が必要な地域において開設される介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
 - (6) 水力発電施設に設けられる魚道の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
 - (7) 新世代通信網を構成する電気通信設備に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
 - (8) 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
 - (9) 電線類の地中化のための新規設備に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
 - (10) 特定優良賃貸住宅に係る減額措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- 14 固定資産税の課税に必要な国税資料の供覧等について、所要の規定の整備を行う。
- 15 都市計画法の改正に伴い、都市計画税の課税区域に係る規定の整備を行う。

第10 軽自動車税

- ・制限税率を標準税率の1.5倍（現行1.2倍）に引き上げる。

第11 特別土地保有税

- 1 徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等所要の措置を講ずる。
- 2 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法において定められた特定集積地区において輸入貨物流通促進事業用工場の敷地の用に供する土地等に係る非課税措置について、同法の廃止後においても徴収猶予を継続できるよう所要の措置を講ずる。

第12 自動車取得税

- 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり重点化したうえで、2年延長する。
 - (1) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より20%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から30万円を控除する。
 - (2) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から15万円を控除する。

2 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの(以下「低燃費トラック等」という。)であり、かつ、排出ガス性能の良いものについて、当該自動車の取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときは次のとおり特例措置を講ずる。

(1) 低燃費トラック等で、平成17年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年自動車排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものについて、自動車取得税の税率から100分の2を控除する。

(2) 低燃費トラック等で、平成17年自動車排出ガス規制に適合したものについて、自動車取得税の税率から100分の1を控除する。

3 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る非課税措置の適用期限を2年延長する。

第13 軽油引取税

1 都道府県知事の承認を受けずに軽油を製造する者に、情を知って、原材料や薬品、設備等を提供した者等に対する罰則を創設する。

2 元売業者、特約業者等が上記1に当たる行為をした場合には、当該元売業者等の指定を取り消すことができることとする。

3 石油製品を運搬する者が都道府県の徴税吏員による質問検査権の対象となることが明らかとなるよう規定を整備する。

4 航空運送サービスを営む者に係る課税免除措置の対象空港に神戸空港及び新北九州空港を加え、山形空港を除外する。

第14 事業所税

1 心身障害者を多数雇用する事業所に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者である短時間労働者を追加する。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

3 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

(1) 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、課税標準を4分の1控除(現行2分の1控除)としたうえ、その適用期限を2年延長する。

(2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、課税標準を4分の1控除(現行3分の1控除)としたうえ、その適用期限を2年延長する。

(3) 総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置を廃止する。

(4) 大阪湾臨海地域開発整備法に規定する開発地区において整備される中核的施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置を廃止する。

- (5) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する教養文化施設等に対する資産割に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (6) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する再商品化施設に対する課税標準の特例措置を廃止する。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車破砕残さの再資源化の用に供する施設に対する課税標準の特例措置を廃止する。
- (8) 民法第34条の法人が国から経営の委託を受けた施設について、資産割に係る非課税措置及び従業者割に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (9) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。

第15 国民健康保険税

- 1 公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、次の措置を講ずる。

平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除又は老年者控除の適用があったものについては、所得割額の算定基礎から次の金額を控除する。なお、公的年金等控除の適用があったものの軽減判定については、軽減基準所得から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除する。

		平成18年度	平成19年度
ただし書き方式		13万円	7万円
本文方式	公的年金等控除適用者	13万円	7万円
	老年者控除適用者	32万円	16万円
市町村民税 所得割方式	公的年金等控除適用者	4千円	4千円
	老年者控除適用者	9千円	1万円

- 2 介護納付金に係る課税限度額を9万円（現行8万円）に引き上げる。

第16 国有資産等所在市町村交付金

- ・ 2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴い、国又は地方公共団体が（財）2005年日本国際博覧会協会に対して無償で貸し付ける固定資産で会場内において当該博覧会の用に供するものを交付対象から除外する措置の適用期限を1年延長する。

第17 その他

- 1 郵送等に係る書類の提出時期について、後続の手續に影響を及ぼすおそれのない一定の書類が郵送等により提出された場合には、その郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなすこととする。
- 2 調査があったことにより決定があるべきことを予知して提出されたものでない期限後申告書に係る不申告加算金について、その申告書が法定申告期限から2週間以内に提出され、かつ、その申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限までに納付されている等の期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合には、不申告加算金を課さないこととする。
- 3 不申告加算金の割合（現行15%）について、納付すべき税額が50万円を超える部分に対する割合を20%に引き上げることとする。
- 4 更正の請求について、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る法令の解釈が変更され、その解釈が公表されたことにより、その課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知った場合には、その日の翌日から2月以内に更正の請求をすることができることとする。
- 5 農林水産関係補助金の改革に伴い、一定の交付金の交付を受けて取得する農林漁業者等の共同利用施設に係る不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置並びに事業所税の非課税措置について、従前の措置を継続するための規定の整備を行う。
- 6 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）のアルコール製造部門の特殊会社化に伴い、日本アルコール産業株式会社がN E D Oから承継する不動産又は自動車に係る不動産取得税又は自動車取得税の非課税措置を講ずる。
- 7 2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴い、2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の参加国、参加者及び（財）2005年日本国際博覧会協会に対する不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限を1年延長する。
- 8 会社法の制定等に伴う所要の規定の整備を行う。

二 市町村税の現況

1. 税目別構成

市町村税は、一般の経費を支弁する普通税と特定の経費を支弁する目的税から構成されている。普通税には、法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は、市町村民税と固定資産税を2本柱とし、このほか軽自動車税、市町村たばこ税等から成り立っている。

一方、目的税については、本県には入湯税、事業所税及び都市計画税があり、入湯税は、奈良市、橿原市、平群町、三郷町、天川村、十津川村、上北山村の2市2町3村、事業所税の課税については人口要件があるため該当するのは奈良市のみ、都市計画税については9市4町でそれぞれ課税されている。なお、国民健康保険税を課税している団体は9市15町12村で、全39市町村(平成18年3月31日現在)の92.3%を占めており、残りの奈良市、天理市、香芝市の3市は国民健康保険料を徴している。

平成17年度の各税目の現年度調定の内訳は、右の第1表に示すとおりであり、市町村税総額は、前年度に比べて0.9%上回った。主な増加要因として、生計同一妻均等割の1/2課税、配偶者特別控除の廃止による個人住民税の増、景気回復を受けた法人住民税の増、新規登録車数の増加による軽自動車税の増が挙げられる。

第1表 平成17年度 市町村税の税目別調定額

単位：千円・%

区 分 税 目 別	現年課税分調定額		対前年比 /
	平成17年度	平成16年度	
一普通税	161,237,556	159,555,323	101.1
1 法定普通税	161,237,556	159,555,323	101.1
(1)市町村民税	78,557,368	77,118,149	101.9
(2)固定資産税	72,982,814	73,009,682	100.0
(3)軽自動車税	1,775,885	1,716,055	103.5
(4)市町村たばこ税	7,401,151	7,694,895	96.2
(5)特別土地保有税	520,338	16,542	3,145.6
2 法定外普通税	0	0	-
二目的税	9,946,619	10,109,767	98.4
(1)入湯税	32,785	39,176	83.7
(2)事業所税	740,672	760,704	97.4
(3)都市計画税	9,173,162	9,309,887	98.5
三旧法による税	0	0	-
合 計	171,184,175	169,665,090	100.9
国民健康保険税	26,210,142	25,359,876	103.4
国民健康保険料	14,888,119	14,195,935	104.9

2. 市町村民税

ここでは、平成18年度市町村税課税状況等調(平成18年7月1日現在)をもとに、市町村民税の現況を見ることとする。

所得割の納税義務者数は、559,502人で対前年度比6.3%の増、所得割額は、対前年度比8.1%増の67,133,856千円となっている。

第2表 所得区分別所得割額等

区 分	年 度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	そ の 他 の 所 得 者	分離譲渡所得 等を有する者	合 計
納税義務者数	平17 (人)	426,789	26,759	1,111	64,772	7,074	526,505
	平18 (人)	428,327	26,743	855	93,402	10,175	559,502
所得割額	平17 (千円) (定率減税含まず)	51,166,840 56,638,046	3,762,702 4,000,006	79,842 90,305	3,787,978 4,182,313	3,305,946 3,444,788	62,103,308 68,355,458
	平18 (千円) (定率減税含まず)	53,098,744 55,792,514	3,887,110 4,003,506	35,622 38,078	5,445,924 5,751,986	4,666,456 4,767,389	67,133,856 70,353,473
1人当たりの所得割額	平17 (円) (定率減税含まず)	119,888 132,707	140,614 149,483	71,865 81,283	58,482 64,570	467,338 486,965	117,954 129,829
	平18 (円) (定率減税含まず)	123,968 130,257	145,351 149,703	41,663 44,536	58,306 61,583	458,620 468,539	119,989 125,743
伸び率	/ (%)	100.4	99.9	77.0	144.2	143.8	106.3
	/ (%)	103.8	103.3	44.6	143.8	141.2	108.1
	(定率減税含まず)	98.5	100.1	42.2	137.5	138.4	102.9
	/ (%)	103.4	103.4	58.0	99.7	98.1	101.7
(定率控減税まず)	98.2	100.1	54.8	95.4	96.2	96.9	

第3表 国民所得等の伸び

区分	所得税(年)	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
	住民税(年度)	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
国民所得	1人当たり国民所得(千円)	3,014	3,035	2,947	2,895	2,929	2,837	2,790	2,807	2,826	—
	指数 平8 = 100	100	101	98	96	97	94	93	93	94	—
県民所得	1人当たり県民所得(千円)	2,968	2,942	2,900	2,808	2,815	2,705	2,669	2,633	2,599	—
	指数 平8 = 100	100	99	98	95	95	91	90	89	88	—
総所得金額	1人当たり総所得金額(千円)	1,610	1,609	1,566	1,533	1,502	1,463	1,395	1,340	1,389	1,438
	指数 平9 = 100	100	100	97	95	93	91	87	83	86	89

- (注) 1. 国民所得及び県民所得は、所得税の年に対応し、総所得金額は、住民税の年に対応する。
 2. 1人当たりの総所得金額は、課税状況等調及び1月1日現在の住民基本台帳人口を基礎に算出している。
 3. 国民所得及び県民所得は、奈良県統計課の資料に基づく。
 その数値は、推計方法や推計に用いる基礎資料の改訂により、遡って一部改定しているため、昨年までに記載した数値と異なることがある。

第3表は、国民所得・県民所得と市町村税課税状況等の調による総所得金額等を比較したものである。

第4表 所得区分別納税義務者の伸び等

単位：人

区分	年度	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	指数 平成10年度 = 100									
												9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
給与所得者		456,293	458,913	456,146	450,000	445,316	438,791	428,353	417,373	426,789	428,327	99	100	99	98	97	96	93	91	93	93
営業等所得者		38,840	37,798	35,318	33,910	31,893	29,658	27,769	26,314	26,759	26,743	103	100	93	90	84	78	73	70	71	71
農業所得者		1,446	1,222	1,125	1,164	877	907	859	873	1,111	855	118	100	92	95	72	74	70	71	91	70
その他の所得者		41,796	43,880	46,777	48,966	49,626	50,815	52,405	51,841	64,772	93,402	95	100	107	112	113	116	119	118	148	213
分離課税所得等を有する者		4,069	3,794	3,094	3,232	3,395	2,929	2,729	14,721	7,074	10,175	107	100	82	85	89	77	72	388	186	268
合計		542,444	545,607	542,460	537,272	531,107	523,100	512,115	511,122	526,505	559,502	99	100	99	98	97	96	94	94	96	103
県人口		1,442,952	1,447,713	1,449,921	1,452,072	1,452,207	1,449,168	1,446,536	1,443,227	1,438,935	1,433,532	100	100	100	100	100	100	100	100	99	99

第4表は、所得区分に納税義務者数の動向を過去10年にわたり概観したものである。

納税義務者数の合計数は、「給与所得者」等の増加等を反映し、対前年度比6.3%の増加。平成17年数値との比較では、「給与所得者」「その他所得者」「分離課税所得等」で増加する一方、「農業所得者」の減少が目立つ。

なお、本表以下各表における所得区分について、平成13年度以前の「営業等所得者」は、「営業所得者」と「その他の事業所得者」の合算値となっている。

第7表 所得区分別納税義務者一人当たりの伸び

単位：円

区分	年度	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	指数 平成10年度 = 100									
												9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
給与所得者 (定率減税含まず)		161,188	146,803	139,752	135,917	133,364	130,426	123,599	115,330	119,888	123,968	110	100	95	93	91	89	84	79	82	84
		-	163,828	153,851	149,781	147,091	143,912	136,568	127,761	132,707	130,257	-	100	94	91	90	88	83	78	81	80
営業等所得者 (定率減税含まず)		99,321	84,466	76,816	79,794	78,466	139,645	141,274	135,184	140,614	145,351	118	100	91	94	93	165	167	160	166	172
		-	99,145	84,925	87,747	86,177	148,385	149,857	143,685	149,483	149,703	-	100	86	89	87	150	151	145	151	151
農業所得者 (定率減税含まず)		63,364	42,584	68,652	61,489	44,421	47,454	49,196	46,607	71,865	41,663	149	100	161	144	104	111	116	109	169	98
		-	57,480	77,484	69,847	50,822	54,329	56,229	53,460	81,283	44,536	-	100	135	122	88	95	98	93	141	77
その他の所得者 (定率減税含まず)		88,785	78,944	73,540	71,568	73,270	71,619	69,245	66,889	58,482	58,306	112	100	93	91	93	91	88	85	74	74
		-	90,407	80,271	78,228	79,897	78,229	75,721	73,190	64,570	61,583	-	100	89	87	88	87	84	81	71	68
分離譲渡所得等を有する者 (定率減税含まず)		1,126,262	887,006	843,520	868,940	788,618	759,060	683,471	299,974	467,338	458,620	127	100	95	98	89	86	77	34	53	52
		-	904,299	866,624	892,023	790,488	781,453	705,497	316,213	486,965	468,539	-	100	96	99	87	86	78	35	54	52
合計 (定率減税含まず)		162,062	145,736	136,995	133,974	131,881	128,612	121,854	116,639	117,954	119,989	111	100	94	92	90	88	84	80	81	82
		-	162,152	150,158	146,904	144,556	144,556	133,959	128,347	129,829	125,743	-	100	93	91	89	89	83	79	80	78

第7表は、所得区分別の納税義務者一人あたりの伸びを、過去10年にわたり概観したものである。

前年度と比べて大きな変化は見られない。「分離譲渡所得を有する者」については、活発な土地取引が少なく土地価格も低額で推移している状況にあり税額を上昇させる要因に乏しい。しかし、株式市場について見れば、1人あたりの所得割額(第7表)は前年並みであるが、貯蓄から投資にまわす個人投資家=納税義務者数(第4表)が増えたことで、所得割総額(第5表)は増加している。

「農業所得者」については、毎年変動する作柄により税額の増減に波があるが、平成18年度は温暖化の影響で米の作況指数が99%となったことなどにより、1人あたり税額は例年以上に落ち込んだ結果となっている。

第8表 所得区別所得割額の構成割合

単位：%

区分 市町村名	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者	合計
奈良市	76.7	6.0	0.0	8.9	8.4	100.0
大和高田市	82.0	6.0	0.0	6.4	5.5	100.0
大和郡山市	81.4	4.7	0.1	9.1	4.6	100.0
天理市	80.9	4.8	0.2	8.9	5.3	100.0
橿原市	79.5	5.5	0.0	8.7	6.4	100.0
桜井市	78.2	6.7	0.0	8.4	6.6	100.0
五條市	82.4	7.8	0.5	6.2	3.1	100.0
御所市	81.9	6.3	0.0	6.1	5.7	100.0
生駒市	78.7	5.3	0.0	8.1	7.9	100.0
香芝市	79.8	6.1	0.0	7.5	6.6	100.0
葛城市	82.2	5.2	0.1	7.3	5.3	100.0
宇陀市	83.1	6.0	0.2	7.4	3.3	100.0
市計	78.8	5.8	0.0	8.3	7.1	100.0
山添村	88.6	5.7	0.6	4.2	0.8	100.0
平群町	80.8	3.7	0.5	9.3	5.7	100.0
三郷町	83.4	3.7	0.0	8.2	4.6	100.0
斑鳩町	80.4	5.4	0.0	8.5	5.8	100.0
安堵町	90.9	1.9	0.0	5.5	1.8	100.0
川西町	79.5	6.1	0.0	8.2	6.2	100.0
三宅町	77.7	4.1	0.0	6.9	11.3	100.0
田原本町	80.9	6.9	0.2	7.5	4.4	100.0
曽爾村	85.9	6.6	1.3	6.0	0.2	100.0
御杖村	80.3	7.3	1.2	5.9	5.4	100.0
高取町	84.1	5.5	0.0	5.5	4.9	100.0
明日香村	83.9	5.8	0.1	5.9	4.3	100.0
上牧町	83.1	4.6	0.0	7.7	4.7	100.0
王寺町	81.0	3.7	0.0	8.7	6.6	100.0
広陵町	82.6	6.4	0.0	4.1	6.8	100.0
河合町	78.4	5.2	0.0	10.3	6.1	100.0
吉野町	78.1	9.6	0.0	8.1	4.2	100.0
大淀町	83.5	6.3	0.1	6.4	3.7	100.0
下市町	80.8	5.3	0.2	7.3	6.4	100.0
黒滝村	81.8	10.5	0.0	4.8	2.8	100.0
天川村	76.1	17.2	0.0	5.5	1.2	100.0
野迫川村	90.4	2.5	0.0	7.1	0.0	100.0
十津川村	81.1	10.0	0.0	4.7	4.2	100.0
下北山村	86.9	5.4	0.0	5.9	1.8	100.0
上北山村	84.9	10.3	0.0	4.8	0.1	100.0
川上村	64.4	3.6	0.0	6.6	25.4	100.0
東吉野村	67.7	10.5	0.0	5.7	16.1	100.0
町村計	81.5	5.4	0.1	7.4	5.6	100.0
合計	79.3	5.7	0.1	8.2	6.8	100.0

各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため 100.0 とならない場合がある。

第9表 住民100人当たり納税義務者数等

(その1)

区分 市町村名	住民100人当たり 納税義務者数(人)		住民1人当たり 所得割額(円)		所得割納税義務者 1人当たり所得割額(円)	
	均等割	所得割	総額	譲渡除	総額	譲渡除
奈良市	44	42	62,322	57,016	150,166	137,382
大和高田市	40	36	34,880	32,898	97,487	91,949
大和郡山市	44	41	42,642	40,622	104,569	99,616
天理市	41	36	35,806	33,902	98,131	92,913
橿原市	42	39	43,612	40,783	112,276	104,994
桜井市	40	36	37,820	35,274	105,259	98,172
五條市	38	33	28,824	27,912	87,099	84,340
御所市	37	33	33,815	31,876	102,375	96,504
生駒市	45	43	74,114	68,206	173,628	159,787
香芝市	42	39	53,503	49,898	137,049	127,814
葛城市	42	38	39,239	37,164	103,370	97,904
宇陀市	40	35	34,079	32,934	96,237	93,004
市計	41	38	49,680	46,075	130,530	121,057
山添村	42	36	25,283	25,071	69,476	68,894
平群町	46	42	52,068	49,028	123,542	116,330
三郷町	44	41	45,961	43,831	111,863	106,677
斑鳩町	45	41	45,230	42,572	109,805	103,353
安堵町	42	38	34,507	33,841	90,653	88,904
川西町	42	38	38,733	36,258	102,102	95,578
三宅町	40	36	42,554	37,702	117,549	104,147
田原本町	42	38	41,958	40,066	109,494	104,557
曽爾村	37	32	21,306	21,265	67,596	67,463
御杖村	40	27	17,057	16,122	63,076	59,618
高取町	41	36	34,376	32,701	94,801	90,181
明日香村	40	36	39,356	37,645	109,865	105,090
上牧町	40	37	40,979	38,989	110,197	104,845
王寺町	46	42	58,417	54,536	138,316	129,128
広陵町	41	38	55,978	52,099	147,870	137,624
河合町	44	40	57,167	53,611	141,210	132,425
吉野町	41	34	27,140	25,923	78,767	75,236
大淀町	39	35	31,908	30,701	90,746	87,314
下市町	39	34	29,891	27,941	88,569	82,789
黒滝村	37	32	24,495	23,809	77,105	74,943
天川村	37	32	21,210	20,946	67,264	66,429
野迫川村	36	29	25,124	25,124	86,475	86,475
十津川村	35	30	25,191	24,132	83,965	80,435
下北山村	36	33	24,454	24,020	74,893	73,564
上北山村	46	41	35,925	35,905	88,431	88,382
川上村	34	29	26,577	19,847	90,355	67,473
東吉野村	33	28	21,887	18,386	78,844	66,230
町村計	42	38	43,397	40,920	113,759	107,266
県計	41	38	48,318	44,958	126,888	118,063

(その2)

区分 市町村名	住民1人当たり 税額指数 県平均=100
生駒市	152
奈良市	127
王寺町	121
河合町	119
広陵町	116
香芝市	111
平群町	109
市計	102
県計	100
三郷町	97
斑鳩町	95
橿原市	91
町村計	91
大和郡山市	90
田原本町	89
上牧町	87
三宅町	84
明日香村	84
葛城市	83
川西町	81
上北山村	80
桜井市	78
天理市	75
安堵町	75
大和高田市	73
宇陀市	73
高取町	73
御所市	71
大淀町	68
五條市	62
下市町	62
吉野町	58
山添村	56
野迫川村	56
十津川村	54
黒滝村	53
下北山村	53
曽爾村	47
天川村	47
川上村	44
東吉野村	41
御杖村	36

第8表は、所得割額について、所得区別の構成割合を市町村別に概観したものである。「給与所得者」に係る所得割額が、どの市町村においても圧倒的に高い割合を占めている。「営業等所得者」については、村部において比較的高い割合を示している。

第9表(その1)は、住民基本台帳人口(平成18年1月1日現在)を基に市町村税課税状況等の調による納税義務者数等を市町村別に概観したものである。

住民1人当たりの所得割額(所得割額/人口)は、平成18年度から定率減税の段階的な廃止(平成18年度は1/2課税)、老年者に対する優遇税制の廃止が原因で昨年度より増加している。また、「譲渡除」の1人当たりの所得割額は、逆に昨年度に比べて減少しており、分離の譲渡所得が所得割全体を押し上げたという特徴が見られる。(「譲渡除」は、所得割総額から分離譲渡所得等を有する者に係る所得割額を除いた数値である。)

第9表(その2)は、住民1人当たり所得割額(譲渡除)の県平均額44,948円を100として、各市町村の住民1人当たり所得割額(譲渡除)を指数化し、高い順に並べている。

指数が100以上の団体は、7団体(昨年度と同数)のみであり、比較的高額の所得を有する者が一部の市町に片寄っていることがうかがえる。

第10表 課税最低限の推移 夫婦子2人の給与所得者の場合

単位：千円・%

区分	所得税(年)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	住民税(年度)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
所得税	課税最低限	3,198	3,198	3,198	3,198	3,277	3,277	3,539	3,539	3,539	3,616	3,821	3,842	3,842	3,842	3,842	3,250	3,250	3,250
	指数(平成12年=100)	83.2	83.2	83.2	83.2	85.3	85.3	92.1	92.1	92.1	94.1	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	84.6	84.6	84.6
住民税 所得割	課税最低限	2,722	2,801	2,801	2,801	2,849	3,007	3,031	3,031	3,031	3,063	3,095	3,250	3,250	3,250	3,250	2,700	2,700	-
	指数(平成12年=100)	83.8	86.2	86.2	86.2	87.7	92.5	93.3	93.3	93.3	94.2	95.2	100.0	100.0	100.0	100.0	83.1	83.1	-
消費者 物価指数	対前年比	102.8	103.1	102.7	101.6	101.3	100.3	99.8	100.4	102.1	100.2	99.7	99.2	99.3	99.1	99.7	100.0	99.7	0.0
	消費者物価指数	92.1	95.0	97.6	99.2	100.5	100.8	100.6	101.0	103.1	103.3	103.0	102.2	101.5	100.6	100.3	100.3	100.0	
所得税に対する住民税の割合 /		85.1	87.6	87.6	87.6	86.9	91.8	85.6	85.6	85.6	84.7	81.0	84.6	84.6	84.6	84.6	83.1	83.1	-

(注) 1. 課税最低限は、妻子に所得がなく、子のうち1人は16~22歳で、給与の収入額に応じ一定の社会保険料が控除(給与収入の7%とする。

ただし、平成12年分の所得税以降及び平成13年度分の住民税以降は10%とする。)されるものとして計算している。

所得税については、財務省調べ。住民税所得割については、市町村税実務提要(ぎょうせい発行) p. 433を参考に算出。

2. 消費者物価指数は、所得税に対応する年のものであり、平成17年を基準とする指数(平成17年=100、5年ごと改正)を用いている。

3. 固定資産税

(1) 課税客体たる土地、家屋の面積及び筆数等

(ア) 課税客体たる土地の総地積及び家屋の床面積は、第11表のとおりである。

これによると土地の総地積は、1,375,406,251㎡であって、地目別内訳は、田 196,280,872㎡、畑 81,413,489㎡、宅地 144,532,601㎡、山林 873,910,241㎡、その他 79,269,048㎡となっており、その割合は大きいものから山林 63.5%、田 14.3%、宅地 10.5%、畑 5.9%、その他 5.8%となっている。

前年度対比では、田が0.7%、畑が0.4%減少、宅地が0.6%、山林が0.2%、その他が1.2%増加となっている。

一方、家屋の総床面積は 81,827,800㎡であって、このうち木造家屋は 47,779,473㎡、非木造家屋は 34,048,327㎡となっており、おのおの全体に占める割合は、木造家屋 58.4%、非木造家屋 41.6%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 1.0%の伸びであり、木造家屋が 0.7%、非木造家屋が 1.3%増加している。

第11表 課税客体たる土地及び家屋の面積

(単位：㎡・%)

区 分	平成17年度		平成18年度		対 比 B/A	
	面 積 A	比 率	面 積 B	比 率		
土 地	田	197,690,708	14.4	196,280,872	14.3	99.3
	畑	81,766,482	6.0	81,413,489	5.9	99.6
	宅 地	143,699,780	10.5	144,532,601	10.5	100.6
	山 林	872,106,838	63.5	873,910,241	63.5	100.2
	その他	78,303,265	5.7	79,269,048	5.8	101.2
	計	1,373,567,073	100.0	1,375,406,251	100.0	100.1
家 屋	木 造	47,438,327	58.5	47,779,473	58.4	100.7
	非木造	33,603,854	41.5	34,048,327	41.6	101.3
	計	81,042,181	100.0	81,827,800	100.0	101.0

(イ) 土地の総筆数、家屋の総棟数は、第12表のとおりである。

これによると、土地の総筆数は、2,062,851筆であって、その割合は多いものから宅地 43.9%、山林 19.2%、田 17.8%、畑 11.6%、その他 7.5%となっている。

これは、第13表からもわかるように、土地一筆当たりの地積は山林が飛び抜けて大きく、次に田、その他、畑と続き、宅地が一番小さい。そのため山林は、総地積の三分の二を占めているにもかかわらず、筆数においては 19.2%しかない。

前年比では、田が 1.1%、畑が 0.7%、その他が 3.1%減少しており、宅地が 1.7%、山林が 0.2%増加している。

一方、家屋の総棟数は 682,078棟であり、このうち木造家屋は 525,144棟、非木造家屋は 156,934棟であり、おのおの全体に占める割合は木造家屋 77.0%、非木造家屋 23.0%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.4%の伸びであり、木造家屋が 0.2%、非木造家屋が 1.1%増加している。

第12表 土地及び家屋の筆数及び棟数

(単位：筆・棟・%)

区分	平成17年度		平成18年度		対比 B/A	
	筆数・棟数 A	比率	筆数・棟数 B	比率		
土地	田	370,552	18.0	366,304	17.8	98.9
	畑	241,277	11.7	239,605	11.6	99.3
	宅地	890,464	43.3	905,558	43.9	101.7
	山林	395,687	19.2	396,674	19.2	100.2
	その他	159,652	7.8	154,710	7.5	96.9
	計	2,057,632	100.0	2,062,851	100.0	100.3
家屋	木造	523,873	77.2	525,144	77.0	100.2
	非木造	155,157	22.8	156,934	23.0	101.1
	計	679,030	100.0	682,078	100.0	100.4

第13表 土地1筆あたりの地積及び家屋1棟あたりの床面積

(単位：m²・%)

区分	平成17年度		平成18年度		対比 18年/17年
	1筆当地積 1棟当り床面積	1筆当地積 1棟当り床面積	1筆当地積 1棟当り床面積	1筆当地積 1棟当り床面積	
土地	田	534	536	536	100.4
	畑	339	340	340	100.3
	宅地	161	160	160	99.4
	山林	2,204	2,203	2,203	100.0
	その他	490	512	512	104.5
	計	668	667	667	99.9
家屋	木造	91	91	91	100
	非木造	217	217	217	100
	計	119	120	120	100.8

(2) 納税義務者数

固定資産税の納税義務者数は、第14表のとおりである。

これによると、納税義務者数は、土地にあつては 396,463人、家屋にあつては 404,521人、償却資産にあつては 7,607人である。

前年度対比では土地が 0.9%増加、家屋が 0.9%増加、償却資産が 2.2%減少している。

第14表 固定資産税の納税義務者数

(単位：人・%)

区 分	納 税 義 務 者 数		18年 / 17年
	平成17年度	平成18年度	
土 地	393,026	396,463	100.9
家 屋	400,799	404,521	100.9
償却資産	7,777	7,607	97.8
計	801,602	808,591	100.9

(3) 固定資産評価額等

(ア) 価格

評価額は、第16表のとおりである。

平成18年度は、評価替えの年度にあたり、土地及び家屋の価格については評価替えが実施されている。

その結果、土地にあっては、一般田 22,606,815千円(0.2%減)、宅地介在田等 213,566,176千円(14.0%減)、一般畑 4,078,855千円(0.4%減)、宅地介在畑等 67,321,107千円(2.7%減)、宅地 5,593,452,084千円(4.5%減)、一般山林 17,807,585千円(1.2%減)、宅地介在山林等 23,865,829千円(5.1%減)、その他 447,143,165千円(5.6%減)となり、前年度比では土地全体で4.8%の減少である。

また、家屋にあっては、木造家屋 877,814,688千円(9.8%減)、非木造家屋 1,190,174,308千円(9.1%減)となり、前年度対比では家屋全体で9.4%の減少となった。

償却資産にあっては、市町村決定分が 384,046,784千円(2.4%減)、大臣・知事配分が 390,447,264千円(2.5%減)となり、前年度対比では償却資産全体で2.4%の減少となった。

(イ) 課税標準額

課税標準額は、第16表のとおりである。

地価の下落を反映し、土地の価格が全体で減少しており、課税標準額も土地全体で2.9%の減少となった。しかし価格が4.8%減少していることに比べ、課税標準額の減少の幅が2.9%と小さいのは、宅地や農地で負担調整措置がとられているためである。課税標準額の内容は、一般田 21,065,075千円(0.4%減)、宅地介在田等 57,748,833千円(8.5%減)、一般畑 3,634,221千円(0.4%減)、宅地介在畑等 16,961,024千円(4.0%増)、宅地 1,801,543,866千円(2.9%減)、一般山林 15,808,290千円(1.2%減)、宅地介在山林等 10,606,241千円(6.7%増)、その他 299,941,963千円(3.3%減)、計 2,227,309,513千円(2.9%減)である。

家屋と償却資産にあっては、基本的に評価額と課税標準額は同額であり、前年度対比は一致するものであるが、課税標準額の特例適用分があるため若干の差が生じている。

土地、家屋及び償却資産の固定資産税に占める割合を見ると、土地44.2%、家屋 41.0%、償却資産 14.8%である。さらに、土地だけに目を移すと、一般田 0.9%、宅地介在田等 2.6%、一般畑 0.2%、宅地介在畑等 0.8%、宅地 80.9%、一般山林 0.7%、宅地介在山林等 0.4%、その他 13.5%となっている。

(ウ) 新增築木造専用住宅の1㎡当たりの価格について

平成18年度の新増築木造専用住宅の1㎡当たりの価格については、県全体で61,073円で前年度に対し1.2%の減少となっている。これを市町村別に比較したものが、第1図である。

(エ) 新築住宅の減額措置状況について

平成18年度の新築住宅の減額措置状況は、第17表のとおりである。

これによると平成17年中に新築された家屋のうち、減額の対象となったものは8,488戸である。

総軽減額は、1,272,977千円であり、平成18年度に新たに軽減対象となった税額は、平成18年度の新築住宅の減税額の28.8%を占めることとなる。

(4) 免税点について

(ア) 土地及び家屋の免税点未満の面積

土地及び家屋の免税点未満の地積及び床面積の状況は、第15表のとおりである。

これによると、各地目毎の免税点未満の地積の占める割合は、畑が一番高く12.7%、続いて山林11.3%、田6.9%、その他6.5%、宅地1.6%となっている。

家屋にあつては、木造家屋が5.4%、非木造家屋が0.2%となっている。

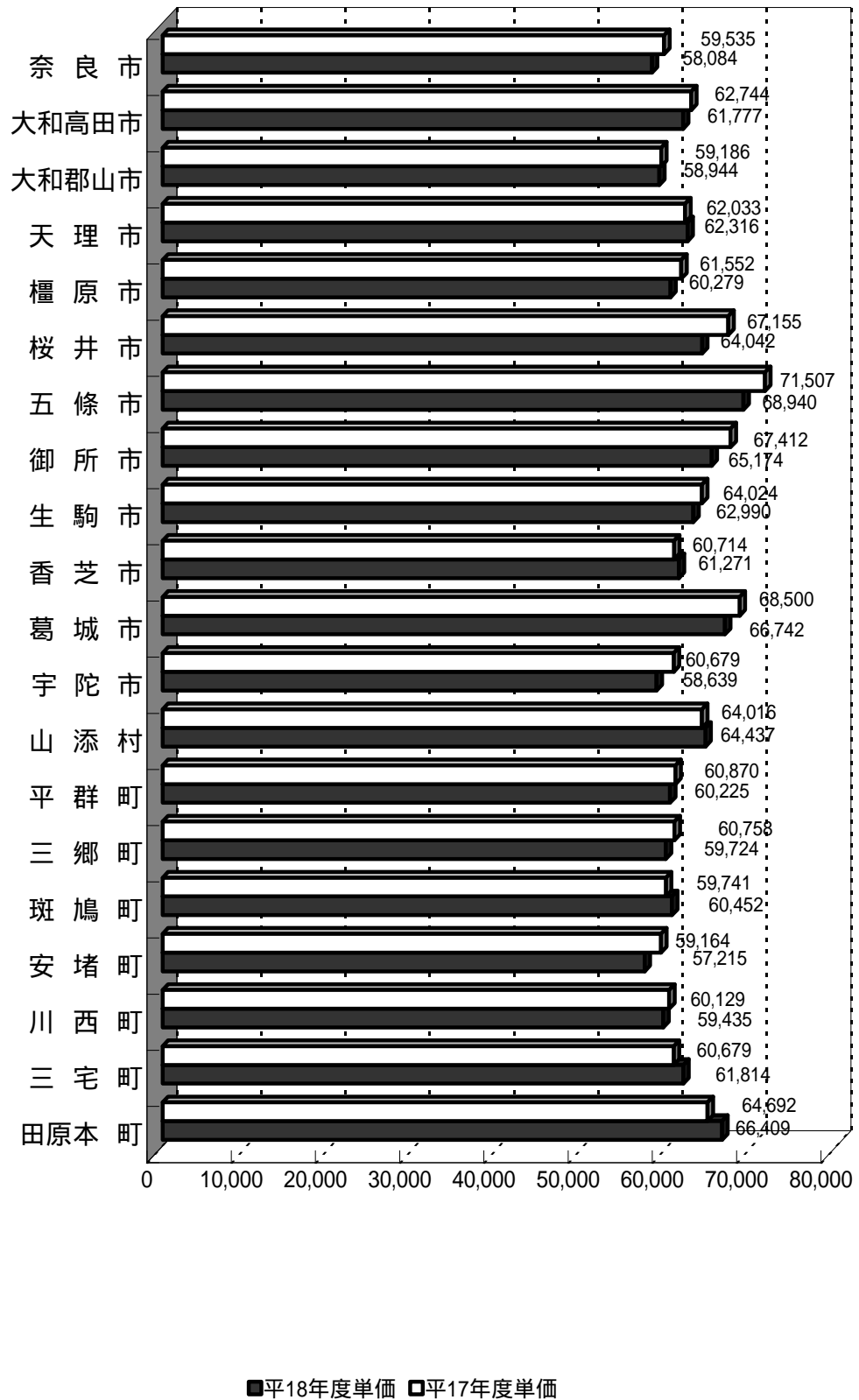
第15表 土地及び家屋の免税点未満の地積及び面積

区 分		免税点未満の 地積又は床面 積 A m ²	課税地積又は 課税床面積 B m ²	総地積又は 総床面積 C m ²	比 率 A / C (%)	(前年度) 比 率 A / C (%)
土 地	田	13,483,393	182,797,479	196,280,872	6.9	6.8
	畑	10,311,745	71,101,744	81,413,489	12.7	12.8
	宅 地	2,296,503	142,236,098	144,532,601	1.6	1.6
	山 林	98,476,243	775,433,998	873,910,241	11.3	11.4
	その他	5,164,558	74,104,490	79,269,048	6.5	6.8
	計	129,732,442	1,245,673,809	1,375,406,251	9.4	9.5
家 屋	木 造	2,568,354	45,211,119	47,779,473	5.4	5.4
	非木造	60,574	33,987,753	34,048,327	0.2	0.2
	計	2,628,928	79,198,872	81,827,800	3.2	3.2

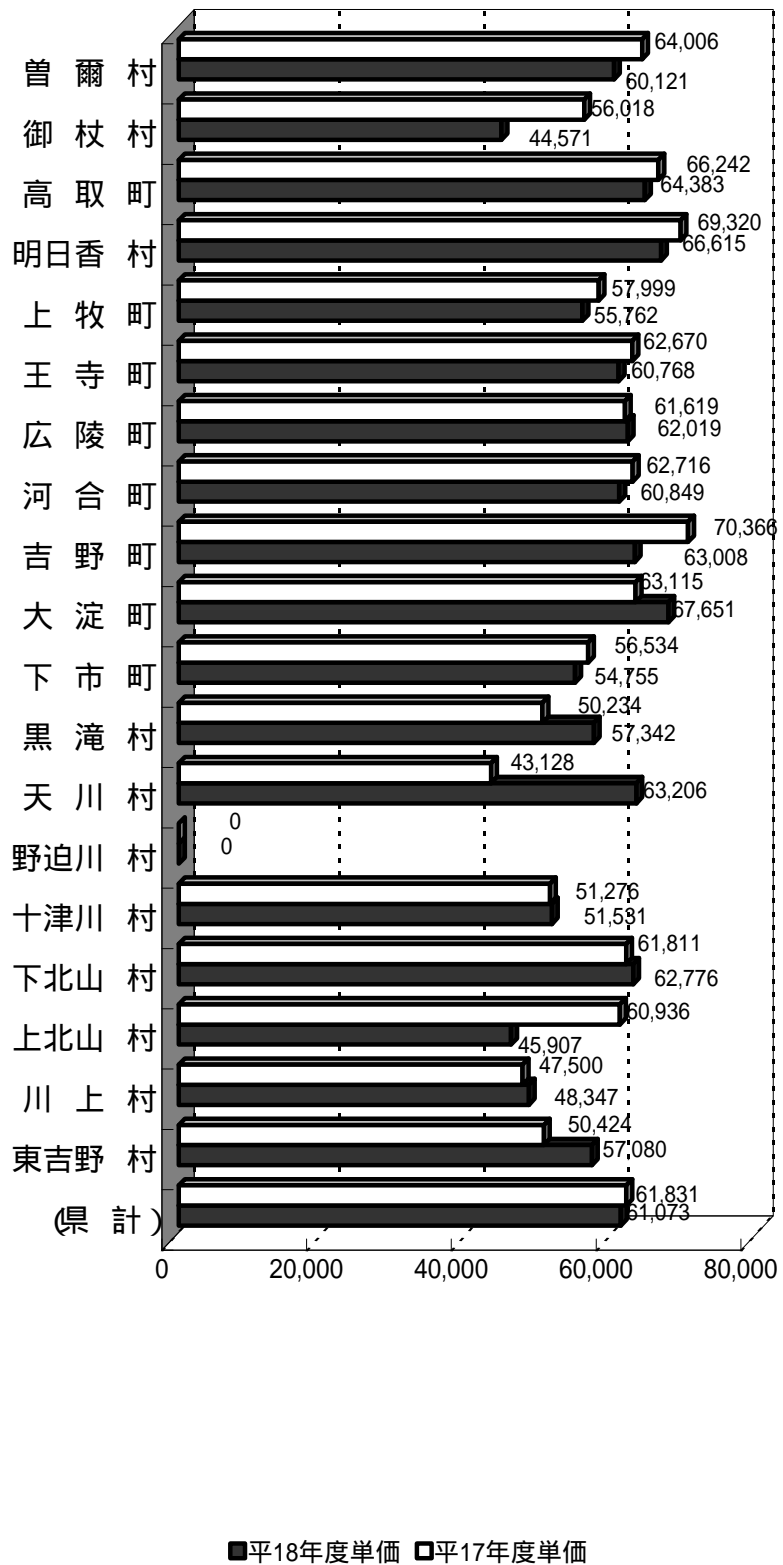
第16表 固定資産税概要調書による固定資産の評価額等

区 分	平成17年度				平成18年度				対前年度比(%)			
	地積(㎡) A	価格(千円) B	課税標準額(千円) (免点以上)C	平均価格(円/㎡) B/A(G)	地積(㎡) D	価格(千円) E	課税標準額(千円) (免点以上)F	平均価格(円/㎡) E/D(H)	D/A	E/B	F/C	H/G
一般田	183,954,678	22,658,939	21,151,464	123	183,360,330	22,606,815	21,065,075	123	99.7	99.8	99.6	100.1
宅地介在田等	13,736,030	248,459,250	63,099,356	18,088	12,920,542	213,566,176	57,748,833	16,529	94.1	86.0	91.5	91.4
一般畑	77,965,610	4,096,892	3,647,365	53	77,632,113	4,078,855	3,634,221	53	99.6	99.6	99.6	100.0
宅地介在畑等	3,800,872	69,181,945	16,314,806	18,202	3,781,376	67,321,107	16,961,024	17,803	99.5	97.3	104.0	97.8
宅 地	143,699,780	5,854,239,781	1,854,473,907	40,739	144,532,601	5,593,452,084	1,801,543,866	38,700	100.6	95.5	97.1	95.0
一般山林	867,848,482	18,030,390	15,998,750	21	869,763,572	17,807,585	15,808,290	20	100.2	98.8	98.8	98.5
宅地介在山林等	4,258,356	25,153,679	9,944,265	5,907	4,146,669	23,865,829	10,606,241	5,755	97.4	94.9	106.7	97.4
その他	78,303,265	473,582,955	310,050,260	6,048	79,269,048	447,143,165	299,941,963	5,641	101.2	94.4	96.7	93.3
計	1,373,567,073	6,715,403,831	2,294,680,173	4,889	1,375,406,251	6,389,841,616	2,227,309,513	4,646	100.1	95.2	97.1	95.0
構 造 別	床面積(㎡) A	価格(千円) B	課税標準額(千円) (免点以上)C	平均価格(円/㎡) B/A(G)	床面積(㎡) D	価格(千円) E	課税標準額(千円) (免点以上)F	平均価格(円/㎡) E/D(H)	D/A	E/B	F/C	H/G
木 造	47,438,327	973,392,481	970,499,266	20,519	47,779,473	877,814,688	875,059,831	18,372	100.7	90.2	90.2	89.5
非木造	33,603,854	1,309,480,408	1,308,101,096	38,968	34,048,327	1,190,174,308	1,188,938,029	34,955	101.3	90.9	90.9	89.7
計	81,042,181	2,282,872,889	2,278,600,362	28,169	81,827,800	2,067,988,996	2,063,997,860	25,272	101.0	90.6	90.6	89.7
区 分	価格(免点以上)(千円) A		課税標準額(免点以上)(千円) B		価格(免点以上)(千円) C		課税標準額(免点以上)(千円) D		C/A		D/B	
市町村長決定分	393,314,950		390,914,717		384,046,784		381,263,734		97.6		97.5	
大臣・知事配分	400,259,283		364,312,841		390,447,264		362,777,450		97.5		99.6	
計	793,574,233		755,227,558		774,494,048		744,041,184		97.6		98.5	

第1図 平成18年度新增築分の木造専用住宅 1m²単価



第1図 平成18年度新增築分の木造専用住宅1㎡単価



第17表 新築住宅の軽減の適用状況

区 分	総 数			平成18年度に新たに軽減の対象となったもの			平成18年度で軽減期間が終了するもの			対 比		
	個 数 A	床面積 B (㎡)	軽減税額 C (千円)	個 数 D	床面積 E (㎡)	軽減税額 F (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	D / A	E / B	F / C
法附則第16条第1項 (1/2減額)	20,948	2,089,589	829,925	6,634	657,738	283,534	7,149	723,656	266,254	31.7	31.5	34.2
法附則第16条第2項 (1/2減額)	10,368	806,032	402,736	1,845	145,355	82,868	2,480	198,707	93,011	17.8	18.0	20.6
法附則第16条第5項 (1/3減額)	39	9,551	4,208	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第5項 (2/3減額)	80	9,742	7,133	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第6項 (2/3減額)	27	1,919	1,282	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第7項 (1/3・2/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第3項 (旧法・2/3減額)	535	37,973	22,346	9	514	463	118	8,618	4,729	1.7	1.4	2.1
法附則第16条第3項 (旧法・3/4減額)	111	7,681	5,347	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第6項 (旧法・3/5減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計	32,108	2,962,487	1,272,977	8,488	803,607	366,865	9,747	930,981	363,994	26.4	27.1	28.8

4. その他の諸税等

(1) 市町村たばこ税

奈良県の平成17年度のたばこの総売渡本数は、24億9,778万本で前年度の25億9,776万本に比べ3.8%の減となった。
市町村たばこ税の17年度の調定額は、7,401,151千円で前年度の7,694,910千円に対し3.8%の減となった。

市町村たばこ税の状況

単位：千円

年度 市町村の別	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	前年度対比 (%)				
						13/12	14/13	15/14	16/15	17/16
市部	5,573,892	5,469,083	5,591,733	5,888,933	5,913,493	98.0	98.1	102.2	105.3	100.4
町村部	2,023,843	1,965,638	1,990,302	1,805,977	1,487,658	98.3	97.1	101.3	90.7	82.4
計	7,597,735	7,434,721	7,582,035	7,694,910	7,401,151	98.1	97.9	102.0	101.5	96.2

(2) 軽自動車税

平成17年度の軽自動車税の調定額は、2,029,342千円、前年の1,960,074千円に対し、3.5%の増となった。市町村税目の中でも、軽自動車税の徴収確保は難しく、徴収率は85.6%、滞納繰越分の徴収率においては、16.2%にとどまっている。しかしながら、前年度と比較して徴収率においては、0.3ポイント、滞納繰越分の徴収率においては、1.6ポイントそれぞれ上昇していることから、近年下降気味であった徴収率において上昇のきざしがうかがえる。

(3) 国民健康保険税(料)

国民健康保険被保険者数及び課税額の状況については、次表のとおりである。加入世帯数は増加を続け、被保険者については緩やかな増加傾向であることから、一世帯あたりの被保険者数が減少している傾向にある。

また、課税額については基礎課税分については増加し続けており、介護納付金分についても、増加の傾向にある。

国民健康保険の状況

	平成14年3月31日現在		平成15年3月31日現在		平成16年3月31日現在		平成17年3月31日現在		平成18年3月31日現在		
	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	
県の状況	世帯数 A	515,811	100	520,383	101	525,535	102	529,866	103	535,928	104
	人口 B	1,445,508	100	1,441,971	100	1,439,040	100	1,434,548	99	1,430,366	99
加入者の状況	世帯数 C	228,473	100	237,282	104	245,576	107	252,659	111	257,361	113
	被保険者 D	468,473	100	482,669	103	494,923	106	503,677	108	505,319	108
加入割合	世帯数 C/A	44.3	100	45.6	103	46.7	105	47.7	108	48.0	108
	被保険者 D/B	32.4	100	33.5	103	34.4	106	35.1	108	35.3	109
加入一世帯当たり被保険者数 D/C	2.05	100	2.03	99	2.02	99	1.99	97	1.96	96	

基礎課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
課税 A	34,794,480	35,370,933	36,242,671	36,742,676	36,736,472	37,526,995	38,547,756
課税限度額を超える金額 B	8,247,150	7,717,823	8,306,667	7,765,714	5,281,886	5,623,249	5,740,768
B/(A+B)	19.2	17.9	18.6	17.4	12.6	13.0	13.0

介護納付金(賦課)分

単位：千円

年度 区分	10年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
課税 A		2,249,508	2,246,508	2,271,129	2,213,900	2,273,605	2,587,086
課税限度額を超える金額 B		316,377	346,880	310,098	204,059	223,068	400,371
B/(A+B)		12.3	13.4	12.0	8.4	8.9	13.4

(4) 都市計画税

平成18年度において都市計画税を課している団体は、9市4町(奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町)の13団体である。

都市計画税の課税の概要は、第19表のとおりである。

課税区域の面積は、前年度並みとなっている。

平成18年度は基準年度であり、土地については、地価の下落により決定価格が4.2%減少、課税標準額が3.4%減少している。

家屋については、評価替えによる減価の影響により、決定価格及び課税標準額で8.9%減少している。

第19表

区 分	平成18年度 A	平成17年度 B	A / B (%)	
課税区域面積 (千㎡)	101,580	101,672	99.9	
納税義務者数 (人)	土地	242,683	239,852	101.2
	家屋	247,740	244,287	101.4
地積及び床面積 (千㎡) (㎡)	土地	100,317	100,396	99.9
	家屋	44,815,064	44,261,638	101.3
筆数及び棟数	土地	441,564	438,412	100.7
	家屋	331,875	329,433	107.8
決定価格 (千円)	土地	4,229,570,090	4,414,054,879	95.8
	家屋	1,329,808,449	1,460,082,243	91.1
課税標準額 (千円)	土地	2,025,839,700	2,097,188,374	96.6
	家屋	1,328,698,677	1,458,945,851	91.1
課税団体	13	13	100.0	

三 税率の採用状況

1 市町村民税

個人の均等割・所得割、及び法人の均等割については、いずれも県内の全市町村とも標準税率を採用している。

法人税割の税率については次のとおり。

制限税率である14.7%を採用しているのは、奈良市(1)・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市の9市。

1.奈良市(平成17年4月1日付け合併)においては、旧奈良市分が14.7%、旧月ヶ瀬村分が12.3%、旧都祁村分が12.3%の不均一課税となっている。

資本金1,000万円を超えるものは14.7%、資本金1,000万円以下のものは12.3%の税率を採用しているのは、葛城市(2)・高取町・王寺町・吉野町・大淀町・下市町の1市5町。

2.葛城市(平成16年10月1日付け合併)においては、旧新庄町が前述にある資本金の区分による不均一課税を採用している。また旧當麻町が標準税率の12.3%を採用し、合併による不均一課税を行っている。よって葛城市においては、旧新庄町による資本金によるものと、合併によるものとの両面において不均一課税となっている。

その他の市町村においては、標準税率の12.3%を採用している。

2 固定資産税

固定資産税の超過税率を採用しているのは、十津川村(1.6%)・下北山村・上北山村(1.65%)の3団体であり、その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

3 都市計画税

都市計画税を課税している団体は13団体で、0.15%の税率を採用しているのは斑鳩町、0.2%の税率を採用しているのは、五條市・御所市・三郷町・田原本町・王寺町の5団体、0.25%の税率を採用しているのは、奈良市・大和高田市の2団体、制限税率の0.3%を採用しているのは、大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市の5団体となっている。

四 市町村税の決算等の状況

市町村税（国民健康保険税（料）を除く）の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

平成17年度の調定済額・収入済額は、配偶者に関する税制度の見直しと景気回復による法人収益の増加の影響により、平成10年度から続いた減少傾向からはじめて増加に転じている。

徴収率は、現年課税分は97.7%（前年度比0.2%の増）、滞納繰越分は16.4%（前年度比0.2%減）となり、双方を合わせた徴収率（合計）は89.0%（前年度比0.7%の増）と改善する方向にある。

しかしながら、全国平均徴収率（現年課税分 98.2%・滞納繰越分 18.8%、合計 92.7%）と比較すると、まだ低い水準にあり、一層の徴収努力を必要とするところである。

奈良県の市町村税決算状況(国民健康保険税(料)を除く)

